

令和7年8月14日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和7年度 院内保育事業運営費補助金の所要額調書の提出に
ついて（依頼）

県の看護行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

県では、看護職員の離職防止及び再就業促進の一環として、別紙「院内保育事業運営費補助金の概要」のとおり、院内保育所事業に係る補助を行っています。

ついては、貴会会員に当該補助制度及び今年度の補助所要額を把握するための所要額調書等の提出（令和7年9月16日（火）まで）について、県HP「ひろしまナースネット」に情報を掲載していますので、周知していただくようお願いします。

なお、関係医療機関あての通知文を添付していますので、周知にご活用ください。

また、県内の病院（自治体立を除く）には添付の通知文を郵送しています。

ひろしまナースネット URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/>

担当 医療人材グループ
電話 (082)513-3057 (ダイヤルイン)
(担当者 中谷)



令和7年8月14日

関係医療機関の長様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和7年度 院内保育事業運営費補助金の所要額調書の提出について（通知）

県の看護行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、令和7年度院内保育事業運営費補助金の交付を希望する場合は、次の書類を作成の上、
令和7年9月16日（火）【必着】までに提出してください。

提出に当たっては、事業費を過大に計上することがないように十分精査をしてください。

1 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類（①については、ひろしまナースネットから様式をダウンロード）を提出する。

①	令和7年度 院内保育事業運営費補助金所要額調書（※指定様式）
②	院内保育施設設置病院の令和5年度（前々年度）決算書
③	保育料金、保育時間が規定された規則、規程等の写し
④	委託契約書の写し（院内保育所の運営を委託している場合のみ）
⑤	減価償却費の内訳が分かる書類（院内保育所運営に係る減価償却費がある場合のみ）

<留意事項>

- 「院内保育事業運営費補助金交付要綱」、別紙「補助金の概要」、「補助対象型別の保育児童数の算定について」、「院内保育運営事業の実施に係る基準等について」及び各様式の記入要領・注意事項を必ず参照の上作成すること。

(2) 提出方法

【電子申請システム】から提出する。

※ 電子申請システムのURLはひろしまナースネットの該当ページに掲載しています。

2 情報掲載サイト

- 県ホームページ【ひろしまナースネット】の新着ページに掲載の「院内保育事業運営費補助金の所要額調書の提出について」のページに掲載

担当 医療人材グループ
電話 (082)513-3057 (ダイヤリン)
(担当者 中谷)

院内保育事業運営費補助金の概要

1 目的

病院等に従事する職員のために、保育所を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行う。

2 補助要件

- ・医療従事者の確保を図るために、医療従事者の児童を保育することを目的に設置していること。
- ・年間を通じて看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の児童(未就学児)を1人以上保育していること。
- ・保育料(給食費用は含むがおやつ代は除外)として、児童1人当たり平均月額1万円以上徴収していること。
- ・次のいずれかの区分に該当すること。

区 分	保育児童数 (未就学児：年間平均)	保育時間	保育士等数
A型特例	1人以上4人未満	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

3 実施主体

社会福祉法人、厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、独立行政法人等。

4 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

次表の「1 基準額」に定める基準額と同表の「2 対象経費」に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定した額に2/3を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ただし、公的立(日本赤十字社、済生会、厚生連及び独立行政法人等)の施設にあつては、上記により算出した交付額に0.9を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
各院内保育所につき①により算定した基本額より、②により算定した保育料収入相当額を控除の上、③により算定した院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、④により算定した加算額の合計額。 ①基本額 (A型特例) 1人×180,800円×運営月数 (A 型) 2人×180,800円×運営月数 (B 型) 4人×180,800円×運営月数 (B型特例) 6人×180,800円×運営月数	院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)

②保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000 円×12 月に4 月1 日時点での保育児童数(未就学児)を乗じた金額とする。ただし、保育児童上限人数は次のとおり。

種別	保育児童上限人数
A型特例	1 人
A型	4 人
B型	10 人
B型特例	18 人

③負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育事業運営費に係る設置者負担額で除した数値とする。ただし、院内保育事業運営費は、院内保育事業運営費支出予定額と次に定める標準経費を比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数(注1)×標準人件費【年額3,186 千円】+その他の経費(注2)

(注1)保育士等の数は、当該年度の4 月1 日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の院内保育所利用職員の児童数を、院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数【2. 6 人】で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2 人、B型にあつては4 人、B型特例にあつては10 人を下回る場合は、当該院内保育所の保育士等の数は、A型特例及びA型2 人、B型4 人、B型特例10 人とする。

(注2)その他の経費は、院内保育事業運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち県が認めた額とする。ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育事業運営費以外の費用は認めない。

負担能力指数による調整率は、次のとおりとする。ただし、院内保育所設置後3 年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5 未満	1.0
5 以上 20 未満	0.5
20 以上	0.0

※ 注意:調整率が0.0 となる場合は、補助基本額が0 円となり補助対象外となる。

④加算額

(24 時間保育を実施している施設) 23,410 円×運営日数
(病児等保育を実施している施設) 187,560 円×運営月数
(緊急一時保育を実施している施設) 20,720 円×運営日数
(児童保育※を実施している施設) 10,670 円×運営日数
(休日保育を実施している施設) 11,630 円×運営日数
※ 小学校低学年